

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

(第2期第31号-通巻第42号)

発行：2025年1月4日

関根友彦追悼特集号2

パート1 「広義の経済学・脱資本主義過程論」関係(2)

柴垣和夫

(東京大学名誉教授 sibagaki@jcom.zaq.ne.jp)

「クリーピング・ソーシャリズム論の拡張」

『宇野理論を現代にどう活かすか Working Paper Series』

2-31-2

http://www.unotheory.org/news_II_31

「宇野理論を現代にどう活かすか」Newsletter

事務局：東京都練馬区豊玉上 1-26-1 武蔵大学 横川信治

E-mail: contact@unotheory.org

ホームページ <http://www.unotheory.org>

クリーピング・ソシャリズム論の拡張

柴垣和夫（東京大学名誉教授）

sibagaki@jcom.zaq.ne.jp

〔要約〕 かつて私は、労働基本権と生存権の公認は現代資本主義のもとでの資本主義の基本的矛盾の基礎である「労働力の商品化」の部分的止揚を意味するもので、それはクリーピングソシャリズムと規定できるとし、その点で、「資本主義から社会主義への移行は経済的土台の変化からではなく権力の移行から始まる」としたレーニン、スターリンによる唯物史観の例外説は誤りであると主張した。本稿では、上記を再確認した上で、資本の側における「利潤原理の相対化」の可能性によって上の拙論を補強し、さらに「民主主義」や「人権」といった政治的・社会的側面でのクリーピングソシャリズムの拡張を論じ、さらには、現在世界的課題になっている「気候危機」とその克服の性格を論じた。

はじめに

- I 労働力商品化の部分的・擬似的止揚—これまでの私見の要点
- II-1 「主体的労働」の現実化、「利潤原理」の相対化
- II-2 政治的・社会的側面におけるクリーピング・ソシャリズム
- II-3 気候危機克服の課題とその性格
- III クリーピングソシャリズムの動力と環境

はじめに

2023年3月27日に東京経済大学で行われた「関根友彦先生を偲ぶ会」で、私は以下のような挨拶を述べた。短いものなので、原稿の全文を掲載しておこう。

×

×

”今は伝説になっている有名な話ですから、ここにおられる皆さんの殆どはご存じだと思いますが、1950年代の半ば、宇野弘蔵先生が一橋大学で経済原論を講じられていた時、毎週講義終了後にも関根友彦・高須賀義博・渡邊寛ら3人の学生が、喫茶店で先生を囲んでさらに議論を続けたということです。そのお3人のうち、私はワタカンこと渡邊寛君とは大内力先生の私宅で毎週開かれていた研究会で、高須賀義博君とは昨日もここで開催された独占研究会で、それぞれ長いお付き合いがありました。しかし、関根さんとは、共に経済理論学会の会員として面識はありましたものの、長年あま

りお話しする機会もないままに過ごしていたと記憶しております。もっとも、1992年の秋に、私が one week professorship という資格でカナダの British Columbia 大学に1週間招かれたとき、バンクーバーからお電話しましたら「ついでにこちらまで足を伸ばしたら」というお誘いを受けたのですが、日程的に無理でお伺いできなかったことが、今となっては残念に思われます。

そういう次第で、関根さんと親しく議論するようになったのは、私が杉並経済学研究会に出席するようになった最近5年くらいのことであります。研究会のあとの国分寺駅近くの居酒屋での席で、関根さんは「宇野学派の東大系の人々は、どうも自分の仕事を余り評価していないようだ」とこぼしておられました。そしておそらくそれは原理論レベルの事柄に関してのことかなと勝手に想像したのですが、私自身は、関根さんが力説されるようになった「脱資本主義論」が私の「クリーピングソーシャリズム論」と重なるところがあり、いずれその詳細をお聞きして議論を深めたいと考えておりました。その矢先に思いがけず他界され、大変残念に思っている次第です。

その、私が議論を深めたいと思っておりました点は、関根さんの「脱資本主義」論では、「資本主義の解体過程」については歴史的にも内容的にも多面的に論じられているのですが、その解体の中から、あるいは解体のあとに、何が出てくるのかがほとんど具体的に言及されていないことについてでした。普通ですとそこに「社会主義」が登場してもよいと思われるのですが、関根さんは「社会主義」という表現をあえて避けておられたように思われるのです。その点をお聞きしようと思いつながら、お別れしてしまったことが心残りでした。

しかし、考えてみますと私も満89歳を過ぎまして、あの世でお会いするのもそんなに先のことではないと思います。その日を楽しみにしていることを申しあげて、関根さんを偲ぶ言葉とさせていただきます。

有難うございました。”

×

×

この「挨拶」の中で私は「関根さんの『脱資本主義』論では、『資本主義の解体過程』については、歴史的にも内容的にも多面的に論じられているのですが、その解体の中から、あるいは解体のあとに、何が出てくるのかがほとんど具体的に言及されていない」と述べている。まずはその点を具体的に示すことから始めよう。

関根友彦氏の「脱資本主義論」は、氏の没後に刊行された『私が学んできた経済学：新古典派理論から宇野理論へ』（2024年、社会評論社）の第8章「現代経済における脱資本主義化傾向」（1974年執筆）にまとめられている。そこでは「脱資本主義」化の指標が6項目にわたって示されているが、そのうちの5項目、すなわち(1)政府経済の規模拡大、(2)通貨の公的管理、(3)企業の公的規制、(4)経営者組織の発達、(5)技術進歩と労使関係（近代的労務管理）は、『脱資本主義』と言っても、原理的には純粋資本主義を基準としてみた場合の「不純化」という意味での変容を意味するものにすぎない。ただ

(6)の「労働力の非商品化」は、後述のように私見では資本主義の克服による社会主義の創出の鍵を意味するものであるが、氏がそこで語っているのはケインズ的な「完全雇用政策の効果」としてであって、社会主義への移行との関連では語られているわけではない。氏は同書第9章のタイトルを「資本主義から次の歴史社会への過渡期をどう見るか—脱資本主義過程論の系譜—」(2010年執筆)と表現しているから、「脱資本主義」の過程は当然「次の歴史的社会」への「過渡期」と理解されているとも読み取れるが、その社会主義との関連での過渡期性的内容は述べられていないのである。そしてその点は、氏が社会主義についてかなり論じている著作『経済学の方角転換—広義の経済学事始—』(東信堂、1995年)をみると、氏自身が自覚的にそうされていたことがわかる。

すなわち、まずソ連の解体以前に執筆された第4章「マルクスと人間解放の思想」(1984年執筆)で氏は、「集権的計画に重点を置くソ連型の経済も、原則として(中略)自由企業の統制を最小限度に留めようとするアメリカ型の経済も、資本主義ではないという点で共通したものをもっており、いわば同じものの両極端であるとみてもよい。それならばこれらはすでに社会主義経済の第一歩を踏み出したものかという(中略)そうとはいえない。今日の世界経済はすでに資本主義でないにも拘わらず、(或いはなくなりつつあるにも拘わらず)まだ社会主義に至っていないという意味で、脱資本主義過程にあるというのが正しい」(68ページ)と述べている。また「今日の世界史を、現存する資本主義と社会主義の抗争の時代とみるのではなく、急速に資本主義を脱皮しながらもまだ社会主義への第一歩を踏み出し得ずにいる混迷の時期と考えなければならない」(70ページ)とも述べられている。この二つの文章から、関根氏は「脱資本主義の過程」が同時に「社会主義の生成過程」だとは考えていなかったことが明らかであろう。他方で氏は、同書の第2章「経済学とエントロピー問題」で、旧ソ連型の資本主義を裏返した集権的計画経済を批判された上で、人口が直接民主主義を可能とし一旦緩急あれば自給自足によっても最低生活が可能であるような自然資源をもった地域社会を基礎とする、氏のユニークな「地域的社会主義の構想」(42~44ページ)を展開しているが、そこでも「脱資本主義」の過程が、そのような社会主義の生成過程であるのか否かについては語られていないのである。

もっとも関根氏は、上に引用した同書第4章の文章に続けて、マルクス『経済学・哲学草稿』を援用しつつ「マルクスにおける人間解放の思想」を論じ、「社会主義は直接生産者の解放を通じて人間一般をあらゆる隷属関係から解放することを意図するもの」であるが、その際の「直接生産者の解放とは(中略)彼らを『疎外された労働』から解放することにほかならない」(72ページ)と述べている。そして、そこに氏は「マルクスの社会主義観の本質」(73ページ)を読み取っているのである。言うまでもなく「疎外された労働」は、資本主義の存立要件であると同時にその基本的矛盾の基礎をなす「労働力の商品化」がもたらす事態であり、「労働力の商品化」は氏も依拠されていた宇野理論では資本主義の「ナムアミダブツ」であった。私が関根氏に問いたかったのは、その点にこそ氏の「脱資本主義化」を社会主義への移行との問題と結びつけるキーポイントがあるのではないかと、言うことで

ある。

以下の拙論は、ソ連型社会主義の解体以来、そこに焦点を置いて「資本主義から社会主義への移行」を考えてきた拙論の最新版である。具体的には2022年9月に駒澤大学で開催された経済理論学会第70回大会の第12分科会で行った私の報告原稿に、若干手を加えたものである。高齢のため実質的な研究から離れて久しい私の事情に免じて、このような形で寄稿することをお許し頂きたい。

I 労働力商品化の部分的・擬似的止揚—これまでの私見の要点

クリーピング・ソーシャリズムとは、資本主義から社会主義への過渡期をなす現代資本主義の下で、社会主義的要素が部分的あるいは擬似的に生み出されて内部化され、状況に応じてそれが拡大したり縮小したりを繰り返しながら、大勢としては拡大し、やがては社会主義への体制的移行を実現するであろう傾向に、私がつけた名称である。

この点に私が最初に触れたのは、ソ連が崩壊した1991年の前年1990年の経済理論学会における共通論題「資本主義と社会主義」での報告においてであったが、もう少しまとまった形で展開したのは、当時私が在職していた東大社会科学研究所の紀要『社会科学研究』（第43巻1号、1991年8月）に「労働力の商品化とその『止揚』——福祉国家・日本的経営・社会主義——」と題して掲載した論文においてである。この論文は日本経済評論社から刊行された拙著『現代資本主義の論理』（1997年）の第1章に、主題と副題を入れ替えて収録されている。

その要点を一言で言うと、「国有化」という形での生産手段の「所有の社会化」による中央集権的計画経済の建設をもって社会主義の課題とした旧ソ連では、それが一党独裁による権威主義的政治体制と結びつくことによって、労働者階級を生産と社会の主人公として確立することができずに崩壊したのに対して、先進資本主義諸国では、両大戦間の過渡期を経た現代資本主義の下で、労働運動や社会主義運動の高揚とそれに対する資本と国家の対応もあって、社会主義的要素と言ってよい現実が萌芽的・部分的に、あるいは擬似的に生まれてきたことが確認できる、ということである。その意味では、ソ連型社会主義の崩壊後においても、現代資本主義が「社会主義に対立する資本主義」として存在し、現代が資本主義から社会主義への「世界史的過渡期」にあることに変わりはない。

問題は萌芽的・部分的に生まれてきた社会主義的要素とは何かである。私とその基本的内容として指摘してきたのが、資本主義の基本的矛盾の基礎にある「労働力の商品化」の部分的止揚である。労働力、すなわちモノではない人間の労働能力が商品となることによって、商品経済=市場経済が社会の全体を支配する資本主義社会が成立することを解明したのがマルクス『資本論』であるが、そこで明らかにされた労働力商品の商品としての属性は① その価値・価格（賃金）の市場における他律的決定、② それが販売できない場合の人間（労働力商品の担い手）の生存危機、③ 買われた労働力商品の消費過程（労働過程）における労働者の主体性の喪失（疎外された労働）、の3点であり、その①と②について部分

的止揚を可能にしたのが、両大戦間期ドイツのワイマール共和国に始まり、第2次世界大戦後には先進資本主義諸国はもとより植民地・従属国を脱した新興諸国にも普及した、労働基本権や権利としての社会保障（生存権）の制度化であった。労働基本権、すなわち団結権・団体交渉権 争議権の獲得により、賃金や労働条件の決定に当たって労働者の介入が可能になったこと、解雇条件の労働協約化や社会保険と公的扶助を主な内容とする社会保障制度の確立によって、労働者の疾病時・失業時やリタイヤ後の生存が権利として保障されたこと、これらは本来資本主義の論理からは出て来ない、逆に社会主義の理念から導き出される諸施策である。その点で第2次世界大戦後の1960年代から70年代に成立し、これらの諸制度を確立した福祉国家は、その後の今日に至る新自由主義主導の反動期の逆流を踏まえて言えば、クリーピング・ソーシャリズムの到達点だったと言ってよいであろう。

さらに、前記の③の「疎外された労働」の「止揚」については、同時期の日本でのみ、擬似的な「主体的労働」が現出した¹。戦後の財閥解体後の特異な法人資本主義と、QC（品質管理）サークルをはじめとした広汎な従業員の経営参加、従業員からの昇進者が経営者の大部分を占める内部労働市場に特徴づけられた大企業における日本的経営のもとで、地域と家庭での生活を犠牲にした上ではあるが、労働を「生きがい」とする「会社人間」が輩出したのである。もとより会社人間の労働は企業利潤の創出にひたすら貢献するものであったが、労働に「生きがい」を与えた馬場宏二の言う「会社主義²」は、「社会主義」的労働の反面教師の意味を持つものだったと言ってよいかも知れない。

もっとも、私の前記の拙著に収録した論文では、この大企業労働者の「生きがい」となっている労働のエネルギーを、いかに社会主義的な主体的労働に変革していくかについて、必ずしも明確な展望を与えることができなかった。大企業正規従業員の持つ労働者性と経営者性の二重の性格のうちの前者による後者の圧倒、つまり労働組合の体質改善と強化、それが困難な場合の政治的力の結集による法規制によって、大企業による利潤追求の資本機能に抑制と制約を加えるといった一般的な、その意味ではあまり内容のない指摘に止まっていた。そして当時の労働組合の現実では、「総評」が解体し「連合」が成立して労働運動の右傾化が進むなかで、大企業正規従業員の上記の二重性のうちの経営者性が一層強まっていたのである。

しかし、現代資本主義の下で、「労働力商品化の止揚」が部分的・擬似的に進行している事実の把握は、資本主義から社会主義への移行についての理論的・歴史的検討へと私を導き、その結果をまとめたのが2016年12月に発行された『政経研究』第107号掲載の拙稿「資本主義から社会主義への移行について」であった。その論文の最後で私は、現代資本主義の下でクリーピング・ソーシャリズムの展開が認めら

¹ 旧社会主義圏では、唯一ソ連に抵抗していわゆる自主管理社会主義を目指したユーゴスラビアで主体的労働を目指す取組が行われたが、1990年代初頭の混乱の過程で国家自体が分裂し、挫折した。

² 馬場宏二「現代世界と日本会社主義」東京大学社会科学研究所『現代日本社会』1（東京大学出版会、1991年）

れるとするならば、そして社会主義への道がその拡大と徹底にあるとするならば、従来所有関係の変革による質的な断絶のイメージで考えられてきた資本主義から社会主義への移行は、より連続的な長期の過程として考えられなければならないこと、そしてそのことは、私たちの世代が若いころに習ったレーニンとスターリンによって定式化された唯物史観の例外規定——すなわち経済的土台の変化が上部構造の変化を促すことによって社会構成体の移行が行われるというマルクスの唯物史観の考え方に対して、「資本主義から社会主義への移行は政治革命による権力の移行が先行し、社会の改造はその後に、権力を獲得した労働者階級の政府によって実行される」という例外規定³——に根本的な修正を迫ることになるのではないかという問題を提起したのであった。

II-1 「主体的労働」の現実化、「利潤原理」の相対化

ところで上記の論文を公表後、日本の現実における労働力商品の属性③「疎外された労働」の止揚に係わる内容、すなわち企業における労働者の主体的労働を追求する企業の存在について、また労働者の労働の在り方と表裏をなすとも言える企業の利潤原理を制約し相対化する経営の存在について、興味深い調査報告や文献に接する機会を得た。

まず、前者の「主体的労働」について、これは大学の例で一般の企業ではないが、われわれの身近な事例として理解しやすいと思われるので先に触れておこう。出典は小西一雄教授の著書『資本主義の成熟と終焉』である。同書で教授は、一般企業における賃金労働者が「自分と家族の生活を維持し向上させるため」に働き（目的）、「売上の増大に寄与し、儲けの拡大に寄与すること」を企業への貢献と考えるのに対して、賃金労働者という点では同様である大学教員は「研究が好きだから」「教育が好きだから」働き（目的）、「よい研究をし、よい教育をすること」を大学への貢献と考える。そして「大学を儲けさせることが大学への貢献などとは考えていない」こと、「この点で大学教員ははみ出している」ことを指摘されている⁴。

さらに小西教授は、自らの大学での組合活動の経験と学部長や理事を勤めた経験、並びにある短期大学での学長経験などから、「アソシエーションの萌芽」としての「まともな大学」における大学経営の在り方と、教育と研究に主体的に取り組むことによって「疎外された労働」から解放されている大学教員の在り方を、次のように説明されている。「① 経営の目的は、社会的に必要とされる教育と研究それ自体であって、事業収支差額（利潤）の維持はそのための手段・条件であり、「定収・定益」型の経営が行われている。② 構成員のそれぞれの意志が経営の意志決定に反映される組織形態がとられている。

³ スターリン「レーニン主義の諸問題によせて」（邦訳『スターリン全集』第八巻、大月書店、1952年所収）。

⁴ 小西一雄『資本主義の成熟と終焉—いま私たちはどこにいるのか』（桜井書店、2020年）138～39ページ。

③ そこで働く人々は研究と教育という仕事自体に自己実現の場を見出し、自立した諸個人として振る舞うことができる。ここで自立した諸個人というのは、就業規則や教授会決定などさまざまな制約はあるものの、研究テーマと教育内容は基本的に自らの判断と意志で決定できるという、自己決定が可能だからである」と⁵。これは、私が東大社会科学研究所の現役時代に「教授会自治」は賃金の自己決定ができれば「社会主義のミニチュア」だと考えていたのと通底する理解である。もっとも、多くの私立大学の現実はこのような姿にはほど遠く、また法人化後の国立大学では、このような理想型から逆行する事態が進んでいるようであるが、社会主義の下でのアソシエーションを考える際の身近な事例として念頭に置いてよいと思われる。

小西教授が示す例が大学という特殊な経営におけるものであるのに対して、民間企業における具体例を紹介されたのが小松善雄教授の一連の調査報告である従来いわゆる「民主的経営」といわれたものは、倒産企業の経営を労働組合が引き継いだ組合管理企業や、利潤原理に支配されない消費者生協を中心とした協同組合企業がその大部分を占めていた。しかし教授は、民間の製造業株式会社で、研究開発型でかつ学習型、そして事実上労働者協同組合（ワーカーズコープ）の実態を作り上げているとして、愛知県の合板製造機械メーカーである株式会社名南（めいなん）製作所を取り上げている。そこでは入社一定期間経過後の社員が全員株主となり、持ち株数にかかわらず1人1票の投票権を持つ協同組合型の経営が行われていること、またそこでは社員全員による自己および相互評価による賃金決定や役員選出が行われていること、などが詳しく紹介されている⁶。そして同社では、こうした自主管理経営の結果として利潤が付いてくると考えられている、と言われている。もちろん名南製作所のような企業は希少な存在と言えるし、また巨大企業での適用がどこまで可能かについて問題が残るが、そこに社会主義における自主管理企業を先取りしている事例を見出すことができると言ってよい。

ところで実は、先の小西教授の著書の主題は、この節の冒頭で指摘した後者、すなわち資本の本性である利潤原理を相対化し修正する動きについて、新しく問題を提起されたところにあった。この書は、コロナ・パンデミック下の米国並びに日本資本主義の現状や、その「金融化」「デジタル化」の意味するもの、さらには第5章「ポスト資本主義の足音」と第6章「社会革命」の時代の到来を論じるなかで、現代の企業社会に生まれつつある新しい特質、すなわち「利潤原理の相対化」ないし「利潤原理 profit principle の逆転した reversal of profit principle 社会の到来」を指摘されているのであ

⁵ 同上書、139 ページ。

⁶ 小松善雄「21世紀型企業モデルの実証的・理論的研究——《不思議な会社》名南製作所の経営システムとその現段階——（上・下）」（東京農業大学産業経営学会『オホーツク産業経営論集』第23巻第1号2014年11月、同第2号2015年3月所収）および、同「第一経営相談所：協同組合型株式会社のマネージメント——その創設、あゆみおよび課題——」（中小企業家同友会全国協議会『企業環境研究年報』第19号、2014年12月所収）を参照。

る。それは端的に言えば、社会に必要な財・サービス（社会的使用価値）の提供が利潤獲得という目的の手段である企業が支配的な社会から、社会的使用価値の生産・提供こそが企業の目的で、利潤の獲得はそのための手段である企業が生成し発展する社会への転換のことである。経済原論風に言えば、使用価値の生産が価値増殖つまり利潤獲得の手段である資本家的企業に対して、その逆、使用価値の生産が目的で、利潤の獲得はその手段であるような企業が成長し拡大する社会の到来と言いかえてもよい。価値法則が消滅するとともに利潤が消滅する社会主義社会では、企業の目的はサービスを含む社会的使用価値そのものとなるから、この「社会的使用価値の生産が目的で利潤の獲得がその手段」という企業が発展し増大することは、まさに「主体的労働」の発展と対をなす、企業レベルでのクリーピング・ソーシャリズム拡大の表現とみてよいであろう。

小西教授は、これまで非営利的経営によって担われてきた「医療・介護・福祉・教育」などの公共サービス産業が、今後の成長産業であることを重視し、そこでは営利企業の「増収・増益」型経営に対して、既述の「まともな大学」でもそうである「定収・定益」型経営が特徴的であって、そこに社会全体としての「利潤原理の相対化」の広がりが見込まれることを指摘されている。さらに一般の産業においても、一方でその具体例として原発被災地の福島県で地域コミュニティが地産地消の目的で設立した会津電力(株)を挙げつつ、他方では巨大資本をも巻き込んだ「環境・社会・企業統治」の観点からの評価を投資の基準とするいわゆる ESG 投資の流れを指摘され、それが銀行や機関投資家などの投融資基準の一つになってきていること、2019年8月の米国の経営者団体 Business Round Table による「株主第一主義」を見直し、従業員や地域社会などの利益を尊重した事業経営に取り組むとした宣言にも反映していること、などを指摘されているのである。教授は、これら巨大企業や経営者団体の動きを「一時的な譲歩」や「欺瞞」とする評価が「事態の一面をついている」ことを認めつつも、「私的な利潤追求がもたらすさまざまな弊害、自然環境の破壊と格差などの社会の破壊が明らかとなり」、「利潤原理を貫徹するためには、利潤原理を一定程度相対化しなければならなくなる」という資本主義の現段階の特徴が現れている、と主張されているのである⁷。小西教授の議論は、私が必ずしも明確にできないでいた企業の利潤原理の抑制、ひいてはその止揚への筋道に一つの示唆を与えてくれるものであると言えよう。

以上本節では、私の言うクリーピング・ソーシャリズムの内容、その諸要素とも言える三つの側面での労働力商品化の部分的ないし擬似的止揚、それと対をなすとも言える資本にとっての「利潤の相対化」の現実を見てきた。これらは、資本主義の根幹をなす資本=賃労働関係という経済的土台におけるクリーピング・ソーシャリズムである。しかし、実はかねてから私は、従来は近代社会に対応した政治制度と考えられてきた民主主義や、社会制度としての男女間・人種間の平等、さらには基本的人権をはじめ

⁷ 小西、前掲書、第5章。

とするさまざまな人権についても、資本主義の下では実質的に成立せず、その実質化の程度に応じてクリーピング・ソーシャリズムの性格をもっているのではないかと考えるに至っていた。次節ではその点について議論を進めよう。

II-2 政治的・社会的側面におけるクリーピング・ソーシャリズム

私が依拠している宇野理論の理解では、資本主義社会の原理像は、経済については資本家・地主・賃労働者の三大階級からなる「純粋な資本主義社会」の経済原理の世界として、法については三大階級から階級性を捨象した「純粋な市民社会」の法原理の世界として構成できるが、政治の世界では資本主義的に「純粋な政治社会」は構成できない。従って、政治学では「原理論」は成り立たず、より具体的な次元である「発展段階論」や「現状分析論」の次元での考察に限定される⁸。それが何故であるかは端的に言って、資本主義の歴史において、資本主義にふさわしい政治の在り方——通常それは民主主義と考えられているが、——というものは存在していなかったからだと考えられる。より突き詰めて言えば、「純粋な資本主義社会」は、理念的には経済関係の原理とそれに照応する法原理によって自己完結し、その内部に政治権力を不要とする社会なのである。

だが現実の資本主義社会は、国家と国境を残すことによって、その内部秩序の維持と対外的な国防を含む国際関係の必要から権力=強力装置を必要とする。そのために、一方では旧社会からそれを引き継いで法の規制下に置きつつ（法治国家）、資本主義との関係では政策面で、その育成のために積極的に利用したり（重商主義国家）、その確立に適応して消極化したり（自由主義国家）、経済的矛盾が社会問題や国際対立を惹起した段階ではそれに対応するために肥大化し強化されたり（帝国主義国家）してきたのであった。しかし、ここで問題にしたいのは、そうした国家の政策機能についてではなく、権能行使のさいの政治権力の在り方についてである。それは、上に指摘したその原理的不存在からして、特に特定の在り方が要請されることがなかったのではないかと。逆に資本主義が要請する機能さえ果たせるならば、旧社会に存在していたさまざまな形の権威主義的な形態から、あるいはこれもさまざまな程度での民主制まで、その支配に有効な限りで、多様な在り方が許容されてきたのではないかと。資本主義は、旧社会から引き継いだ諸制度や慣行を自らの発展を妨げるものものは排除するが、無害なものは放置し、場合によってはそれを積極的に利用しさえしてきたのであった。

先進国である英国で君主制や貴族制を伴う可視的な階級社会が残り、フランスではプチ・ブル急進主義による「自由・平等・友愛」を掲げたラディカルな革命が起こったかと思うと、その反動でナポレオンの独裁政治が生まれた。後発国のドイツ・ロシア・日本では帝政を利用した旧支配階級による「上か

⁸ 柴垣和夫「社会諸科学から社会科学へ」（『武蔵大学論集』第63巻2・3・4合併号、2016年1月）を参照。

らの」近代化が展開した。移民による人工の国米国では、「人民の人民による人民のための政治」（民主政治）が唱えられたが、それは宗主国英国に対する抵抗を意味したものであり、原住民と黒人奴隷に対しては専制支配が続いた。第2次世界大戦後の世界的な植民地体制の崩壊から生まれた新興諸国での、いわゆる開発独裁もその顕著な事例とみてよいであろう。

このように、資本主義諸国の政治の在り方には、理論的類型化を許さない多様な現実がみられるのであって、参政権や租税負担の範囲が国により時代によってさまざまであったことも、その点に由来すると考えられる。そしてこのような支配の在り方の多様性を生み出す資本主義の性格は、政治の世界だけではなく社会生活における制度や習慣についても指摘できるように思われる。旧社会から引き継がれた性別や人種・民族の違いによる差別、さらには日本の部落差別のような人為的に作られた差別とその在り方などについても、資本主義はその発展に邪魔なものは排除し、無害なものは無視し、利用できるものは積極的に利用してきたのであった。

ところで、このように資本主義の下での政治的支配と社会的な差別の制度と慣習が、たんなる遺制にとどまらず、資本主義自体が積極的に利用して再生産してきたものであるとするならば、その克服は、終局的には資本主義の克服による社会主義によって実現しなければならないものであろう。しかし、現実におけるこれらの政治的支配と社会的差別に対する闘争は、前者については「民主主義」の、後者については「人権」の、拡充と徹底の課題として、言い換えれば直接には社会主義の課題としてではなく、取り組まれ追求されてきたのであった。その際、これらの課題を追求する運動は、支配や差別を受ける階級・階層や社会的弱者・マイノリティと、それらの利害を代表する諸政党を含むさまざまな運動体が担ってきたが、社会主義運動とそれを担う諸政党もまた、これら二つの課題をもっともラディカルに主張し追求してきたと言ってよい。

その点を考える際の問題の複雑性は、目標とされる「民主主義」や「人権」の内容と程度が、運動体によって極めて多様なことである。それは上述の政治的支配と被支配、社会的差別と被差別の内容と程度の多様性を反映した事態と言ってよいであろうし、そもそも「民主主義」や「人権」概念が、形式で考えるか実質で考えるかを含めて多義的であることにも由来しているのであろう。しかし、社会主義運動が「民主主義」や「人権」を政治的・社会的な追求課題として取り上げるとき、それは当然最大限の実質的内容を伴うものとして追求することになる。そしてそのことは、「民主主義」や「人権」を資本主義と近親性を持つ概念としてよりも、むしろ社会主義と近親性を持った概念として理解できる状況を作り出しているように思われる⁹。

⁹ 半世紀以上前になるが、私は東京大学社会科学研究所の「基本的人権」をテーマとする全所的共同研究に参加して、「資本主義経済と基本的人権」という論文を執筆したことがある（同研究所編『基本的人権 1 総論』東京大学出版会、1968年所収）。そこで私は、法学者が提示する「基本権のカタログ」において、現代資本主義に登場する「生存権的基本権」は別として、資本主義の歴史的現実のなか

そのことを示す近年の事例としては、米国において今なお続く黒人差別に反対する Black Lives Matter の運動や、米国に始まり国際的にも広がっている女性へのセクシュアル・ハラスメントを告発する #Me Too の運動、同じく性的少数者による人権運動などを挙げることができる。これらの運動は、民主的社会主義者を自認して2度の民主党の大統領予備選挙に挑んだバニー・サンダースとそれを支持する広汎な青年層の動きとも重なるところが大きい。わが国では日本共産党が過去のジェンダー認識の反省の上に立って、セクハラ撲滅や性的少数者の運動に全面的な取り組みを開始するに至った。これらの新しい内容を持った「民主主義」と「人権」の追求は、前に述べたかつての労働基本権や社会保障の権利の確立の闘いなどとともに、クリーピング・ソーシャリズムの新しい要素を構成するものとして位置づけてよいのではないかと思われる。

最後に、上に見てきたような、労働基本権と生存権の獲得・公認によって労資関係自体の中に生み出され、さらに政治的・社会的側面における民主主義や人権の拡充の中に見出されるクリーピングソーシャリズムは、それらを追求する階級闘争や大衆運動の担い手自身の意識のうちにも確認できるのではないか、という点についても問題を提起しておこう。資本主義が生み出す経済的・政治的・社会的支配を認識し、それに対抗する運動が時には挫折や後退を含みつつも大局的に進展するならば、担い手相互の間には連帯感や達成感が生まれ、それは資本主義が絶えず生み出すさまざまなブルジョア的あるいはプチ・ブルジョア的イデオロギーを払拭し、人々の間に社会主義的意識ゾーンを作り出していこう。社会主義的と意識しないまでも、自立した個人が連帯して人間生活のさまざまな側面での充実を追求すること自体が、将来の社会主義的アソシエーションの原型を形成していると考えるのは間違っているだろうか。

II-3 補論：気候危機克服の課題とその性格

ところで、資本主義が旧社会から引き継いで自身に組み込んできた制度や慣行の克服に係わる「人権」と並んで、今日世界的に大問題になっているのが、気候危機への対処である。この問題について2015年9月の国連総会ではSDGs（持続可能な開発）のための17の国際目標が定められ、そのもとに169の行

でたえず争点となり焦点となってきたのが個人の「精神の自由」（思想・良心・信教の自由、言論・出版の自由、集会・結社の自由）と「人身の自由」であり、次いで「参政権及び請求権的基本権」であったこと、それに対して、資本主義社会の存立に不可欠のものと言える「経済的自由権」（財産〈所有〉権、居住・移転・職業選択の自由）は、財産権が現代資本主義で登場する独禁法や「公共の利益」との関連で問題にされるに過ぎず、「基本権のカタログ」において消極的な位置づけとなっているのは何故か、と言う問題提起をした。この論文では、法学者に対する問題提起に止まっていたが、今やその回答は、本稿の行論から明らかであろう。「精神の自由」や「人身の自由」、「参政権」は、資本ひいては資本主義社会にとって絶対的に不可欠なものとは言えず、従ってそれらの追求は労働運動や市民運動の課題となり、当然社会主義運動の課題となったのである。

動計画達成基準と 232 の指標が示されてきたが、その日本での取り組みは、体制・反体制のいずれの側においても欧米諸国に比べて大幅に立ち後れてきたと言ってよい。マルクス経済学界でも例外ではなかった。

かつて私は現役時代に、同僚の馬場宏二とともに先進諸国の「過剰富裕化」論を唱え、地球の資源と環境を保全し生活水準の南北平等化を実現するためには、先進諸国は脱成長と生活水準の引き下げを必要とする主張をしたことがある¹⁰。当時の馬場の分析に従ってその要点を記すと、1982年に西側諸国の大部分で一人当たり GNP が 1 万ドルを超えているが、この 82 年ドル価格で測って一人当たり GNP が 5,000 ドルを超えると「過剰富裕化」と見なせる。というのは、この 5,000 ドルの水準に到達したのは米国で 1920 年代後半、西欧で 60 年代半ば、日本とイタリアで 70 年代前半であったが、おおまかに言って、この水準で自家用車の普及が世帯数の半ばを超え、エンゲル係数が急落して 30% を切り、一人当たりのカロリー摂取量も頭打ちになる。つまり飽食が始まりダイエットとジョギングが大衆的に流行するようになるからである。問題はこの水準が、人間の生理的健康を基準としての過剰富裕化に止まらず、地球のキャパシティを基準としてもそうだということであって、たとえば 1998 年当時、最貧国を含めた途上国の全人口が先進国並みの生活水準を実現するためには、地球全体の GDP が約 5 倍に増えなければならない。その結果は、他の条件が変わらないとすれば、化石燃料を始めとする森林その他資源の消費が 5 倍に増えると同時に、産業廃棄物や生活ゴミ、有毒な排出ガスの量も 5 倍になることを意味する。スリーマイル島やチェルノブイリ規模の原発事故も 5 倍の頻度で生じることになる。これではとても地球は持たないだろう、従って地球環境の保全のためには、先進諸国の生活水準を引き下げなければならない、というのがわれわれの結論であった。

もっともこの主張は、ほとんど顧みられることはなかった。研究者の立論としては成り立つとしても、「生活水準を切り下げる必要がある」との主張は、社会的には受け入れがたいと思われるからである。しかし、一昨年齋藤幸平氏による『人新世の「資本論」』（集英社新書）が刊行され一躍ベストセラーになるに及んで、日本でも気候危機克服の課題は大きく議論の俎上に登った。そこで同書について若干のコメントを加えておこう。

同書で齋藤氏は、今日の気候危機が資本主義の産物であり、それを克服するためには、資本の価値増殖を動力とした経済成長に対して、若き日に生産力主義者であったマルクスが晩年に達した「脱成長 Kommunismus」に立脚した社会を目指すしかないことを主張されている。私にはマルクスの晩年に至っての思想の変化について判断する資格はないが、今日の気候危機が資本主義に起因すること、従って資本主義の克服無しには気候危機の原因の除去もできないことは教授の言われるとおりであろう。ただ、氏

¹⁰ 馬場宏二「現代世界と日本会社主義」東京大学社会科学研究所『現代日本社会』1（東京大学出版会、1991年）所収、柴垣『知識人の資格としての経済学』（大蔵省出版局、1996年）など。

が同書の第2章「気候ケインズ主義の限界」と題してグリーン・ニューディールや国連が主導するSDGs（持続可能な開発目標）を全くのまやかしであり「大衆のアヘン」であるときえ言って切り捨てられる点には異論がある。それは、気候危機の資本主義にとっての危機の性格に係わっている。

すなわち、気候危機は、恐慌のような資本主義の経済システムに内在する矛盾から発生する危機、従って原理的にそのシステム内部（景気循環）で「解決」されつつ発生を繰り返す危機とは異なり、資本主義の経済活動が気候変動という自然現象を通じて社会存立の前提条件としての自然環境を破壊するという危機である。従って、その前提条件に排ガス規制などの何らかの制限を設けても、そしてそのことが、とりあえずは資本の運動の制約となるとしても、資本主義自身を否定するものではない。斎藤氏も指摘しているように、それは資本にとって新しいビジネスチャンスともなり得る側面をも持っている。つまり、環境規制やそれと関連付けての資本の運動規制は、かつて自由主義段階のイギリス資本主義において、女性と幼児に限って深夜労働を規制する「工場法」が制定されたのと、性格を同じくすると言ってよいのではないだろうか。宇野弘蔵は、いかなる社会にとっても不可欠な前提をなす諸条件を経済法則と区別して「経済原則」と呼び、工場法は労働力の再生産という経済原則を確保するためのものとして、それを社会政策立法とする通説を批判した。

環境保全のための政策や規制がこの経済原則を充足するためのものだとするならば、その実効性に限界があり、気候危機を生み出す原因としての資本主義を除去するものではないとしても、グリーン・ニューディールやSDGs、さらにはSED投資などに係わる規制や努力に対しては、社会主義運動の立場からみても推進・協力の態度を採るべきなのではなかろうか。実際、この半世紀にわれわれが経験した自動車の排ガス規制や河川への有害物・汚物投下規制などは、それが資本の新たなビジネス・チャンスの場になったとしても、放置すれば資本の活動によってより悪化したに違いない環境の改善に大きな効果があったのである。

気候危機の本質とそれに対する施策や規制の性格が以上のようなものだとすると、その運動と効果は、ただちにクリーピング・ソーシャリズムの要素の一つとして位置づけることはできないであろう。しかし、先にみた小西教授の言われる「利潤の相対化」を資本に促していく可能性は十分にある。その点でそれは、同じく資本主義が生み出す戦争を否定し、それを規制して恒久平和を追求する平和運動とともに、社会主義のための運動と共存し連帯できる運動と言ってよいであろう。

IV クリーピングソーシャリズムの動力と環境

以上、これまで私はクリーピングソーシャリズムの諸要素について述べてきたが、最後にそれを推進する動力について、一瞥しておこう。

まず第1次世界大戦前後に始まり第2次世界大戦後に普及した、前掲「労働力商品化」の属性①と②の止揚の部分的実現に係わる労働基本権や社会保障の権利、一口に社会権的基本権の構築を実現した原

動力が、先進資本主義諸国でそれらを一貫して要求して闘ってきた労働運動や社会主義運動にあったことは言を俟たない。これらの運動に対して、この間の二度にわたる世界大戦や世界恐慌という体制的危機に直面した資本主義とその国家が、労働者階級を「同権化」することによって「動員」しあるいは「融和」する手段としたことが、クリーピング・ソーシャリズムの展開をもたらしたのである。さらに、本稿で新しく試論してみた「民主主義」や「人権」と言った政治的・社会的側面での諸要素も、それぞれの課題に即しての当事者や社会集団の主体的運動があって始めて現実化したのであるが、これらについても労働運動や社会主義運動が連帯し、時には中心的な担い手となって推進してきたのであった。もっとも、近年では労働運動や社会主義運動が停滞し、それに代わって市民運動の台頭と広がりが見られるが、この点をどう分析し評価するかは他日の課題としたい。

ただ、ここで注目しておきたいことは、やや主題とはずれるが、クリーピング・ソーシャリズムが国内的・国際的に展開していく際の国連を中心とした国際機関の役割についてである。

たとえば労働基本権や生存権などの社会権的基本権の公認による労働力商品化の部分的止揚が、実質はともあれ建前として第2次世界大戦後独立を獲得した新興諸国にまで波及したのには、1919年に設立され46年に国際連合の専門機関となったILO（国際労働機関）のような国際組織の役割が大きかったことである。また1953年に社会権的基本権を含む世界人権宣言が、国際連合によって採択されたことの意義が大きい。そうした国際環境の形成と発展によって、クリーピング・ソーシャリズムはある種の国際標準となったと言えるかもしれない。

国際的なルールの確立が、資本主義ないし資本主義の帝国主義段階の難点を、克服とまでは言えないにしても緩和し抑制する役割を担うに至った例としては、ほかにもIMF（国際通貨基金）・FAO（国際食糧農業機関）・WHO（世界保健機関）などの国連諸機関がある。前節で問題にした気候危機についても、先に触れたSDGsを定めた2015年の国連総会以前に、1972年のストックホルム国連人間環境会議以来の積み重ねが存在していた。そして私は、これらの枠組とそこでの国際的努力が、私の言うクリーピング・ソーシャリズムの動きに対して、積極的とまでは言えないにしても阻止的ではない機能を果たしてきたのではないかという感触を持っている。それは、主権国家の政府が当該国の資本の利害に直接・間接に影響されがちであるのに対して、国連諸機関を運営するのは各分野の専門家からなるテクノクラート集団であり、彼らは資本の利害への考慮よりも施策の合理性に重きを置いて行動しているからであろう。

もっとも、こうした国連を中心とした国際協力の枠組は、一昨2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻や、23年10月に始まるイスラエルによるガザ地区でのジェノサイドによって、大きく毀損されるに至った。加えてやや長期的には、この半世紀に近い新自由主義的反動の潮流による福祉国家の停滞、そのなかでの貧富の格差の拡大が進んでいる。世界の政治経済においては、退潮する米国の覇権と中国の台頭による新しい冷戦の兆しがみられる。さらにはウクライナやパレスチナでの戦争は、

時代が一世紀以上前の帝国主義時代に逆戻りした感があり、第1次世界大戦後のパリ不戦条約以来の、侵略戦争を犯罪とし、国際紛争解決の手段としての戦争放棄を約束——これは第2次大戦後の日本国憲法に取り入れられた——し、化学兵器など残虐兵器の禁止を確立してきた国際平和秩序の強化の進展に、大きな逆流となっている。

このような昨今の状況の下で、資本主義から社会主義への移行を論じることには違和感があるかもしれない。しかし、歴史に反動はつきものであり、その反動の中でも先進諸国の福祉国家の枠組は失われておらず、また国際社会も核保有大国が反対する核兵器禁止条約を成立させ、発効させる力を残している。私がクリーピング・ソーシャリズムの内容とその動きになお関心を持ち続ける所以である。

(2022年6月初稿、2024年9月加筆)